

ニュース 2020年6月～2020年7月



○今年上半期中国特許出願 68.3 万件 対前年同期 5.2%増

中国特許出願の内外国別では、国内 60.7 万件 (同 6.3%増)、外国 7.6 万件 (同 1.3%減)。また、PCT 出願の内外国別では、国内 26774 件 (同 20.7%増)、外国 2774 件 (同 44.6%増)。因みに、中国実用新案出願は 127.2 万件 (同 25.9%増)、中国意匠出願は 32.9 万件 (同 3.5%減)。(発信元:中国知財局)

○第十三回中日韓米欧特許庁長会議

7月21日、中国知財局、日本特許庁、米国特許商標局、欧州特許庁及び韓国特許庁の長官は、テレビ会議を開催し、新型コロナウイルス感染症対策や、AI技術分野における協力、審査質・効率等において協議・討論を行った。(発信元:人民網)

○第二十一回中国特許賞

7月14日に中国知財局が公布した特許賞評価結果によれば、「アルギニンメチルエステル含有製剤及びその製造方法」等30件の中国特許・実用新案に対し中国特許金賞、「軌道機関車」等10件の中国意匠に対し中国意匠金賞が授与された。(発信元:中国知財局)

○商標権利侵害判断基準

中国知財局が6月中旬に発表した判断基準は、商標執法関連機関が商標権利侵害事件に対処する際に適用。該基準では、商標使用や類似商品、類似商標等の概念・範囲は細かく規定されている。(発信元:中国知財局)

○商標同日出願用の Web 抽選決定システム

7月20日、中国知財局商標局が、同日出願の商標出願人を抽選で決定するための、中国初の Web 抽選決定システムを立ち上げた。7月20～23日間、1341件出願に関して4回に分けて抽選が行われた。以前は、大勢の関係者が商標局に集めて抽選が行われたという。(発信元:中国知財局)

訴訟案件 ワイパー特許紛争事件



外国企業W社が、その「自動車ワイパーの接続具及び関連な接続装置」という中国特許 ZL200610160549.2 に係る権利を侵害されたとして、中国企業L社及びF社、並びに個人C氏を提訴する、という事件である。

本特許は、2002年10月2日に出願し、2011年1月12日に権利付与されたものである。

2016年、W社は、L社、F社及びC氏によるワイパー(イ号製品)が本特許請求の範囲に入ったことを理由に、権利侵害の差止、侵害賠償を求める訴訟を、一審裁判所の上海知的財産権裁判所に提出。一審裁判所は、2019年1月22日付で、L社及びF社によるイ号製品が本特許請求の範囲に入ったと判断し、権利侵害の差止、侵害賠償をL社及びF社に命ずる判決を下した。

L社、F社及びC氏は直ちに二審裁判所の最高人民法院(最高裁)に上訴したが、二審裁判所は2019年3月27日付で一審判決を維持し上訴を棄却する旨の終審判決を下した。

二審段階における主な争点は、本特許の「前記安全クリップが前記ロック部材に対して延び、前記ロック部材の弾性変形を防止すると共に前記接続具をロックする」という技術特徴は機能的特徴であるか否か、並びに、イ号製品は前記技術特徴を有するか否かにある(一審裁判所は肯定的判断を示した)。そこで、最高裁は、下記判断を示した。

①前記技術特徴は、実際に、クリップとロック部材との間の位置関係を限定するものであり、しかも、「安全クリップが前記ロック部材に対して延び」という所定構造を含む。そして、この位置・構造関係、特に「接続具のロックは、爪の外面に沿って延びる安全クリップの垂直側壁の内面により、確保されるので、クリップにより、爪が接続具の外側へ向かって横方向へ変形することが防止され、接続具は、自由端から解除されないようになる」という明細書の記載及び図面から、当業者は、延び部分とロック部材外面との距離が短い限り、ロック部材の弾性変形の防止と接続具のロックとの効果が生じられるということを理解できる。よって、前記技術特徴は、位置・構造に加え該位置・構造の機能も限定している。但し、前記技術特徴は、その本質が位置又は構造にあるので、法律でいう機能的特徴ではない。

②イ号製品は前記技術特徴を備えている。

③前記技術特徴は機能的特徴であるという一審裁判所の判断は間違っているが、権利侵害という結論に影響を与えることがない。(参考:中国最高裁(2019)知民終第2号民事判決書等)

豆知識 機能的技術特徴における均等判断



中国では、機能的技術特徴と比べ、イ号製品にある特徴は、略同様な手段により同様な機能を具現し同様な効果を達成することができるものとなり、且つ、当業者が容易に想到し得る場合、該機能的技術特徴と同様又は均等とされる。(法準拠:中国最高裁の法積[2016]1号司法解釈)